

信用補完制度の見直しに向けての方向性案に係る意見

平成 28 年 11 月
全国商工会連合会

地方においては、景気回復の実感が乏しい中、経営基盤が脆弱な中小・小規模事業者にとって、信用補完制度は命綱とも言える制度である。

今般、中小企業政策審議会金融ワーキンググループにおいて示された『信用補完制度の見直しに向けての方向性案＜論点整理＞』において、信用力の乏しい中小・小規模事業者の資金調達に関し、信用補完制度を通じて必要十分な信用供与を果たすことが重要との認識のもと、引き続きセーフティネットとしての信用補完を行う一方で、事業者の健全な事業の発展を支えるため、規律ある金融機関とのリスクシェアのあり方等を含む様々な方向性が提示されたことについて評価したい。

その上で、中小企業、とりわけ信用力が弱い小規模事業者については、その事業の実態を踏まえ、見直しにあたり資金繰りに影響が出ないように、以下の点についてご配慮いただきたい。

1. 小口零細企業保証制度について

小規模事業者は、自己資金・担保力に乏しく、突発的な事態の発生等により経営状況が急変することから、引き続き 100%保証を維持するとともに、限度額の大幅な引き上げを図ること。

2. セーフティネット保証の拡充と見直し

(1) 大規模な危機的状況に迅速に対応できる保証制度の創設

リーマンショックなどの大規模な経済危機や東日本大震災などの被害が甚大かつ広範囲に渡る自然災害が発生した場合、金融機関においても十分に金融仲介機能を果たせなくなる恐れがある。そのため、政府において必要なセーフティネット保証を機動的に発動できるような新たな制度を創設すること。

(2) 不況業種に対する保証（セーフティネット保証 5 号）の見直し

不況業種においては、一時的な対応のみでは困難な状況を乗り切ることが難しく、構造的な改善が必要である。他方で、現下の状況では、100%保証が活用され続け、金融機関による支援が実施されない等により構造的な改善が進まないとの観点から、セーフティネット保証 5 号における 100%保証の見直しが検討されている。

かかる状況については十分認識しているものの、見直しによって責任共有制度が導入されることとなれば、金融機関による貸し渋りも懸念されうる。

したがって、見直しを行う場合には、構造的な改善を行うことができる十分な準備期間・猶予期間を設定するとともに、新分野・新事業展開を促すための総合的な支援策を併せて講じるなど、対象となる事業者に対しきめ細かな対応を図ること。

商工会の組織について①

■商工会は、商工会法（昭和35年5月20日法律第89号）に基づき設立された特別認可法人

■商工会とは（平成28年4月1日現在）

○地域で事業活動を行う商工業者の集まり
（会員組織率58.0%）

○地域に密着した唯一の総合経済団体

■商工会の役割

○小規模事業者への経営支援（経営相談・金融・
税務・情報化・労務等）

・経営支援実績：経営相談数288万件/年

・経営指導員1人当たり会員数：200事業者

〃 経営相談数：701件/年
うち巡回相談数：397件/年

（※平成27年度実績）

○コミュニティビジネス等地域活性化の取組み

会員 82.0万

他に青年部員 45,774人

女性部員 95,770人

市町村商工会 1,661

職員総数 10,392人（1商工会6.3人）

うち経営指導員 4,104人

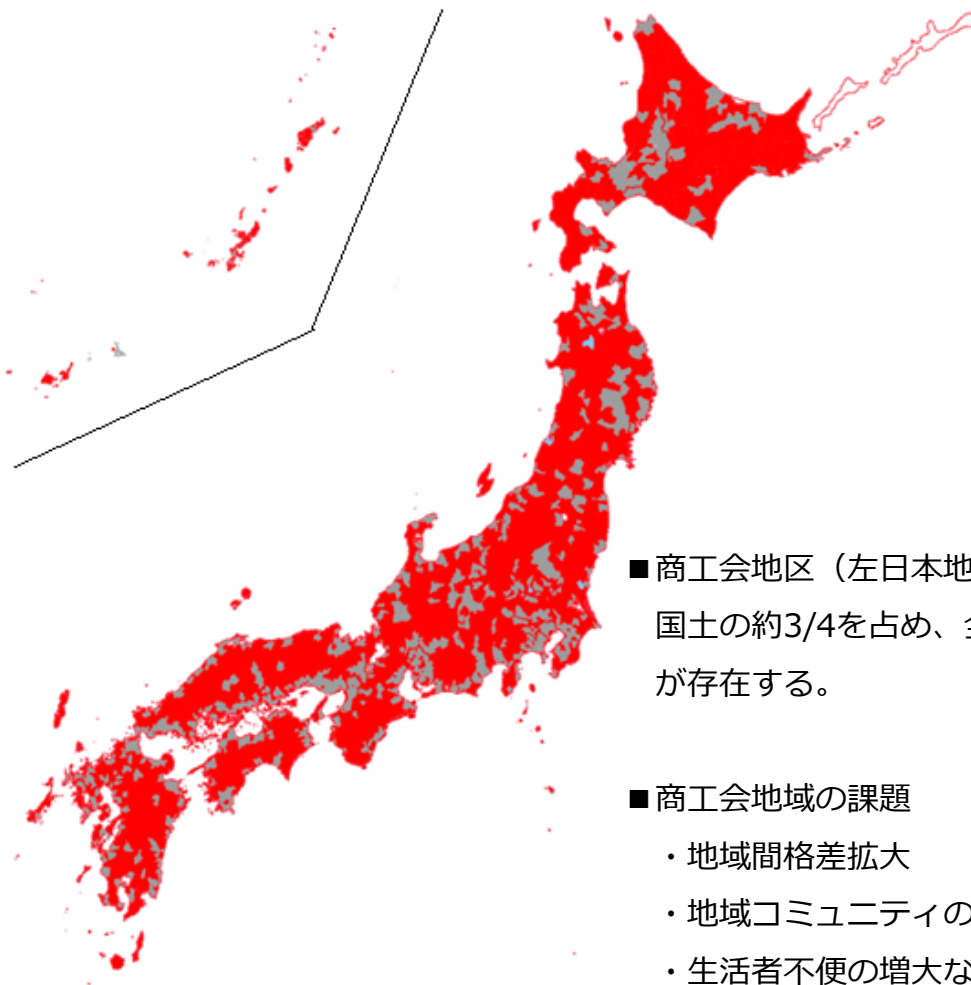
都道府県商工会連合会 47

職員総数 1,180人（1県連25.1人）

うち専門経営指導員等 402人

全国商工会連合会

職員総数 42人



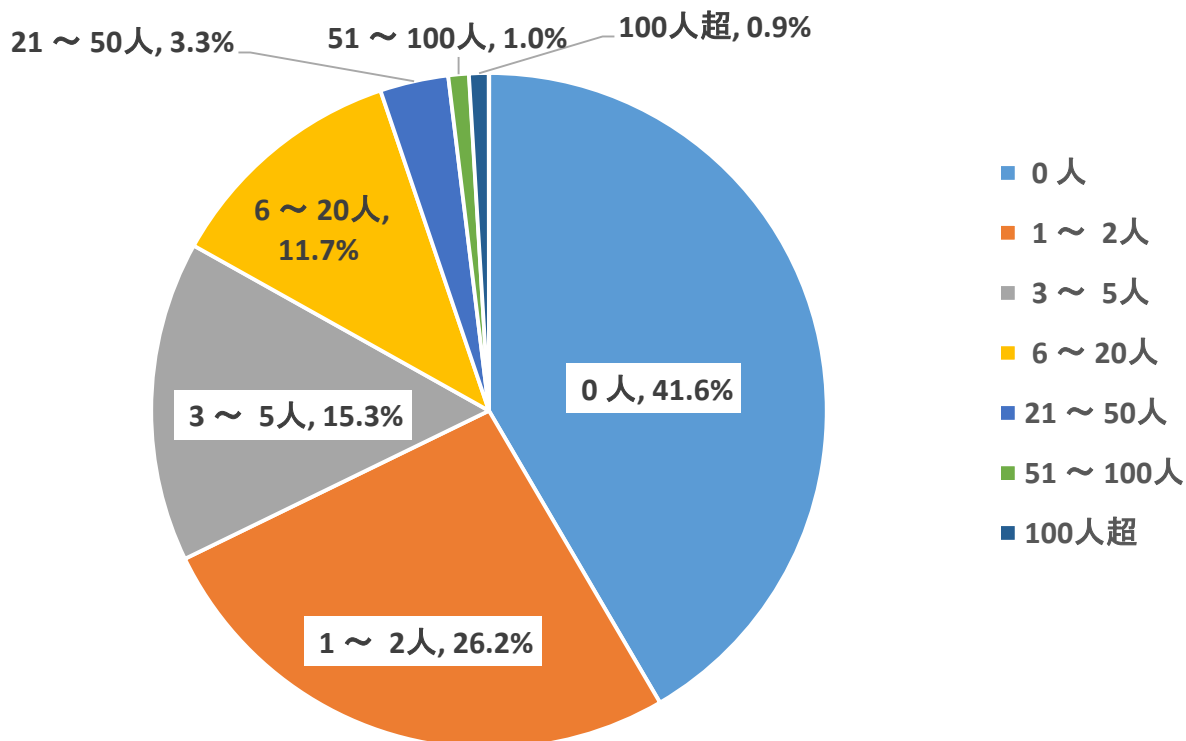
■商工会地区（左日本地図の濃い部分）は、
国土の約3/4を占め、全商工業者の約1/3
が存在する。

■商工会地域の課題

- ・地域間格差拡大
- ・地域コミュニティの弱体化
- ・生活者不便の増大など

商工会の組織について②

■ 商工会会員においては、従業員5人以下の割合が8割以上を占めている。



■ 業種別には、小売業（23.0%）、次いで建設業（21.0%）、サービス業（18.5%）の順となっている。

